

兵庫県公報

平成26年6月12日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

条 例	ページ
職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（児童課）	4
環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（温暖化対策課）	4
道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（道路保全課）	4

公布された法令のあらまし

●職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

地方公務員法の一部改正により、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度が設けられたことに伴い、当該制度について、次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業（職員が、外国での勤務その他人事委員会規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができるものとする。

2 配偶者同行休業の期間

配偶者同行休業の期間は、3年間とするものとする。

3 配偶者同行休業の期間の延長

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、任命権者に対し、人事委員会規則で定める特別な事情がある場合を除き、1回に限り、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができるものとする。

4 配偶者同行休業の承認の取消事由

条例で定める配偶者同行休業の承認の取消事由は、地方公務員法に定めるもののほか、人事委員会規則で定めるものとする。

5 配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与

配偶者同行休業をしている期間については、給与は支給しないものとする。

6 職務復帰後における号給の調整

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができるものとする。

7 退職手当の取扱い

退職手当の算定に当たっては、配偶者同行休業の期間は現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとし、在職期間の算定に当たっては、配偶者同行休業の期間を在職期間から除算するものとする。

8 その他

- (1) この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。
- (2) 条例の題名を職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例に改める等規定の整備を行う。

9 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年7月1日

(2) 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正

大学院派遣研修費用を償還しなければならない大学院派遣研修期間の末日の翌日から5年間の在職期間には配偶者同行休業の期間は含まれないものとする。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

母子及び寡婦福祉法の一部改正により、都道府県が父子福祉資金の貸付けを行うことができること等とされ、本県において父子福祉資金の貸付けを行うこととすることに伴い、父子福祉資金の貸付けに関する事務のうち、知事に提出される書類の受理等の事務を指定都市及び中核市を除く各市町が処理することとするとともに、規定の整備を行うこととした。

●環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

規則で定める事業者から提出及び報告をされた特定物質排出抑制計画及び当該計画に係る措置の結果について、これらの概要を公表することとした。

●道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

高架の道路の路面下に設ける施設その他の道路の占用物件について、当該占用物件に係る占用の目的又は場所その他の事情を勘案して、入札により当該占用物件の占用料の額を決めることができることとした。

条 例

職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び社会貢献」を「、社会貢献等」に改める。

目次中「第2章 自己啓発等休業（第2条 第10条の4）」を「第2章 自己啓発等休業（第2条 第10条）」とし、「第3章 配偶者同行休業（第10条の2 第10条の8）」を「第3章 配偶者同行休業（第10条の2 第10条の8）」とし、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に改め、「第19条」の右に「・第20条」を加える。

第1条中「並びに第26条の5第1項」を「、第26条の5第1項」に改め、「第6項」の右に「（地公法第26条の6第11項において準用する場合を含む。）並びに第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）第2項、第3項及び第6項」を加え、「及び社会貢献」を「、社会貢献等」に改める。

第2条中「この章」の右に「及び次章」を加える。

第3条中「地公法第26条の5第1項に規定する大学等課程」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）その他人事委員会規則で定める教育施設の課程」に、「同項」を「地公法第26条の5第1項」に改める。

第5条を削る。

第6条中「条例で定める」を「職員として参加することが適当であると認められる」に、「次に掲げる奉仕活動とする」を「人事委員会規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「、延長をしようとする期間の末日を明らかにして」を削り、「対し」の右に「、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限り」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第6条とする。

第9条中「条例で定める」を「規定による自己啓発等休業の承認の取消しの」に、「次に掲げる事由とする」を「人事委員会規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条を第7条とする。

第10条を削る。

第10条の2中「第3条」の右に「（第6条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第8条とする。

第10条の3を第9条とし、第10条の4を第10条とする。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第20条 この条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第4章を第5章とする。

第17条中「職員の育児休業及び部分休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に改める。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 配偶者同行休業

(配偶者同行休業の承認)

第10条の2 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業(職員が、外国での勤務その他人事委員会規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下同じ。)をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第10条の3 地公法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第10条の4 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、任命権者に対し、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限り、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第10条の2の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第10条の5 地公法第26条の6第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消しの事由は、人事委員会規則で定める。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第10条の6 第10条の2(第10条の4第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与は支給しない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条の7 配偶者同行休業をした職員(企業職員及び単純労務職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第10条の8 県職員退職手当条例第7条の3第1項及び第9条第4項又は学校職員退職手当条例第7条の3第1項及び第8条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、これらの規定による現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての県職員退職手当条例第9条第4項又は学校職員退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

2 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第5号中「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に、「休業を」を「自己啓発等休業又は同条例第10条の2の規定による配偶者同行休業を」に改める。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第30号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表44の部中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同部事務の欄(1)中「又は法第32条第1項において準用する法第13条第1項若しくは第3項」を、「第31条の6第1項から第3項まで又は第32条第1項若しくは第2項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(受動喫煙の防止等に関する条例の一部改正)

第3条 受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第31号

環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第142条の4中「報告」の右に「(次項において「特定物質排出抑制計画等」という。)」を、「取りまとめ、」の右に「集計した結果を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特定物質排出抑制計画等(規則で定める特定規模排出事業者から提出及び報告をされたものに限る。)の概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第32号

道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

道路占用料の徴収等に関する条例(昭和43年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

8 政令第7条第9号に掲げる施設その他の占用物件について、当該占用物件に係る占用の目的又は場所その他の事情により入札に付して、知事が当該事情に応じて定める価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に法第32条第1項又は第3項の規定により許可をする場合にあっては、占用料の欄に定める金額について

ては、同欄の規定にかかわらず、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。